

## 高田学苑行動計画(第1回)

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成22年12月1日～平成25年11月30日までの3年間
2. 内 容

目標1:妊娠中の女性職員の母性健康管理についてのパンフレット(PDF)を作成して職員に配布し、制度の周知を図る。

〈対策〉

- 平成22年12月～ 母性健康管理についての情報収集
- 平成23年2月 制度に関するパンフレットの作成・配付、管理職への研修会の実施

目標2:出産・育児にかかわる制度の周知徹底、および計画期間内の制度利用者を次の水準以上にする。

男性職員・・・次のいずれかを満たすこと。

- ・計画期間内に1人以上、出産時の休暇促進。
- ・計画期間内に1人以上、育児休業を取得すること。
- ・計画期間内に1人以上、子の看護休暇を取得すること。

女性職員・・・取得率を100%にすること。

〈対策〉

- 平成22年12月～ 社内文書やメールを通じて、出産・育児にかかわる制度について周知徹底  
(男性も育児休業を取得できることなど)
- 平成23年1月～ 育児休業制度や運用についての管理職への研修の実施
- 平成23年3月～ 育児休業取得者から、育児休業取得予定者への経験談の発表などによる職員への育児休業制度の周知徹底

目標3:有給休暇の取得促進

〈対策〉

- 平成23年2月～ 年次有給休暇取得の現状を把握する
- 平成23年5月～ 社内文書やメールなどによる取得促進キャンペーンの実施
- 平成23年7月～ 夏期休暇などの長期有給休暇を利用し、取得率10%アップをめざす